



もう時間がないので、もう一つ、財務大臣としてお立場でのお答えをいただきたいんです。

というは、東日本大震災の復興財源にこの株価売却益というものが、政府の持っている株を売ればそれが財源になるということになつてきました

ですよね。二〇一二年度までに四兆円を確保する

ということだつたんです。一回既に売却をして、

二兆八千億ぐらいは財源をつくったと思います。

残り一・二兆残っているんですよ。残つてい

る。だけれども、この株価低迷だし、まだ今、行

政処分をやつてあるあれだし、当然、今年度内に

売るということはできないと思います。となる

と、どうなるのか。

私は復興財源に悪影響が出ることを心配しているんですけども、でも、復興特会を延ばすことになった、復興庁も延ばすことになったから、これは復興財源としても、まだこの売却というのは期間を延ばしていくんだということによろしいんでしょうか。そこを、ちょっと、整合的な御説明をいただければ助かります。

○麻生国務大臣

これは、今言われましたように、このかんばの話というのは、甚だ、利用者にとりましてはまことに迷惑な話のきわみなので、こういつたものをきちんとやらないかぬということですが、その上で、それは株価にも影響しておられますから、そういう意味では、きちんとした対応をせないかぬということだと思つております。

○麻生国務大臣 これは、今言われましたように、このかんばの話というのは、甚だ、利用者にとりましてはまことに迷惑な話のきわみなので、こういつたものをきちんとやらないかぬということですが、その上で、それは株価にも影響しておられますから、そういう意味では、きちんとした対応をせないかぬということだと思つております。

いずれにしても、今言われましたように、昨年の十二月に閣議決定した復興・創生期間後の基本方針というのがありますので、これに基づきまして、この一部改正をやらせていただいて通常国会に提出を図つていただきたいと思ってるんですが、この法案で三月上旬の閣議決定を目指して目下調整中でありますので、ちょっとその内容についてお答えを差し控えさせていただきます。

いずれにしても、日本郵政株式会社の実際の売却時期等々につきましては、これはちょっと株式の市場とかをよく見た上で、なるべく高く売らぬ

と復興財源に充てられることになりませんので、お立場でのお答えをいただきたいと思います。

郵政の経営の状況等々について注視しつつ検討させていただきたいと思っております。

○野田(佳)委員 時間になりました。

ありがとうございました。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございま

す。

○麻生太郎財務兼金融担当大臣の所信に対する質疑をさせていただきます。

初めに、法人税収入の空洞化について伺いま

す。

○早速ですが、配付資料の一枚目をごらんください。二〇二〇年度予算案では、消費税収入が二十一・七兆円であるのにに対して、法人税収入は十二・一兆円にとどまっています。第二次安倍政

権が本格的に始まりました二〇一三年度は、消費税と法人税はお互い約十兆円余りと、ほぼ同額

だったわけですね。法人税は十二・五兆円。

そして消費税は十八・八兆円。グラフを見ていたければわかると思います。

私は、先日の代表質問で、安倍総理大臣に対し、果たしてこれがまたも税収構造と言えますかとたたしたわけですが、課税ベースの拡大により財源をしっかりと確保してきていていますと答えただけです。

○麻生国務大臣

は、先月の当委員会で麻生大臣に対して私が質問

をしたのは、基幹税である法人税収入がやはり少

なくありませんかと伺つたんですねが、結局、はぐらかされて、正面からお答えいただけなかつたわ

けです。

○清水委員 私の質問は、法人税収入が少なくな

いか、四年間ふえていませんよね、しっかりと確保

してきていると言いますが、そういう認識ですか

ということで確認したわけですね。ここはやはり

認識をしっかりと正していただきないと、なかなか次の議論に進まないんです。

それで、遠山副大臣、お隣で今、麻生大臣の答

弁を聞いていただけでおりまして、結局、法人税

収入が少なくないか、これで本当にしっかりと確保

できているかといふところはしっかりと答弁してい

ただきたいんですが、遠山副大臣の所見をお聞か

せください。

○遠山副大臣 清水委員にお答えいたします。

大臣への質問と同じ質問ですから、違う答弁を

るんだと思いますけれども、いわゆる成長志向の法人税改革について、その考え方を述べられたものだと承知をいたしております。

この法人税改革というものは、当時、諸外国において、課税ベースというものを拡大しつつ税率

は引き下げるという法人税改革が行われていた

中、日本におきましても、いわゆる産業の新陳代謝というものを促しつつ、企業の競争力を強化す

る必要があるんだということで、そういった指摘がされる中でこれがなされたんだと記憶をしま

す。

○麻生太郎財務兼金融担当大臣の所信に対する質

疑をさせていただきます。

初めに、法人税収入の空洞化について伺いま

す。

○厳しい経済情勢の中、企業部門の内部留保と

いうものが増加する、消費税率の引上げといった

諸情勢も踏まえまして、租税特別措置を縮減する

とか廃止するとかいうことによる課税ベースの拡

大等々によって財源をしっかりと確保して、ネット

ト減税ということではなく、法人税の実効税率

を二〇%台まで引き下げさせていただいたと思つております。

いずれにいたしましても、この法人税改革は、

法人課税をより広く負担を分かつた構造へと

改革、企業の収益力拡大に向けた前向きな投資等

を促したものでありまして、経済の好循環に寄与

しているという考え方に基づいたものだと思つております。

○清水委員 私の質問は、法人税収入が少なくな

いか、四年間ふえていませんよね、しっかりと確保

してきていると言いますが、そういう認識ですか

ということで確認したわけですね。ここはやはり

認識をしっかりと正していただきないと、なかなか

次の議論に進まないんです。

それで、遠山副大臣、お隣で今、麻生大臣の答

弁を聞いていただけでおりまして、結局、法人税

収入が少なくないか、これで本当にしっかりと確保

できているかといふところはしっかりと答弁してい

ただきたいんですが、遠山副大臣の所見をお聞か

せください。

○遠山副大臣 清水委員にお答えいたしました。

大臣への質問と同じ質問ですから、違う答弁を

せください。

○清水委員 ありがとうございます。

○遠山副大臣 お隣で今、麻生大臣の答

弁を聞いていただけでおりまして、結局、法人税

収入が少なくないか、これで本当にしっかりと確保

できているかといふところはしっかりと答弁してい

ただきたいんですが、遠山副大臣の所見をお聞か

せください。

○遠山副大臣 清水委員にお答えいたしました。

するとそれはおかしいと思いますが、先ほど大臣の御答弁は、これは一言で言えばしっかりと確保されているということだろうと思つております。

それで、私から一言申し上げれば、この法人税

について、成長志向の法人税改革に政府として

取り組んできた結果でございまして、法人税率を

これまで安倍政権で引き下げてきたわけでありま

すが、その際には、租税特別措置の縮減を行つて、課税ベースの拡大をしつかりしている。ま

た、財源をしつかり確保しておりますけれども、

ネット減税は行つていなといふことでございま

す。

○また、こういう法人税改革をしている理由とし

ては、やはり日本の景気を支える企業の収益性の

確保が大事でありますし、また、グローバル社会

の中で、企業間の競争が国境を越えて激しくなつ

ておりますから、法人税改革をすることで日本の

企業の国際競争力を確保していくといふ面もある

ことをぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○また、こういう法人税改革をしている理由とし

ては、やはり日本の景気を支える企業の収益性の

確保が大事でありますし、また、グローバル社会

の中で、企業間の競争が国境を越えて激しくなつ

ておりますから、法人税改革をすることで日本の

企業の国際競争力を確保していくといふ面もある

ことをぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○清水委員 ありがとうございます。

○遠山副大臣 お隣で今、麻生大臣の答

弁を聞いていただけでおりまして、結局、法人税

収入が少なくないか、これで本当にしっかりと確保

できているかといふところはしっかりと答弁してい

ただきたいんですが、遠山副大臣の所見をお聞か

せください。

○遠山副大臣 清水委員にお答えいたしました。

大臣への質問と同じ質問ですから、違う答弁を

せください。

○清水委員 ありがとうございます。

○遠山副大臣 お隣で今、麻生大臣の答

弁を聞いていただけでおりまして、結局、法人税

収入が少なくないか、これで本当にしっかりと確保

できているかといふところはしっかりと答弁してい

ただきたいんですが、遠山副大臣の所見をお聞か

せください。

○遠山副大臣 清水委員にお答えいたしました。

大臣への質問と同じ質問ですから、違う答弁を

せください。

○清水委員 ありがとうございます。

○遠山副大臣 お隣で今、麻生大臣の答

弁を聞いていただけでおりまして、結局、法人税

収入が少なくないか、これで本当にしっかりと確保

できているかといふところはしっかりと答弁してい

ただきたいんですが、遠山副大臣の所見をお聞か

せください。

すね。二〇〇九年度の売上高は約五百十七兆円であるのに対し、二〇一八年度は約五百九十兆円と、一三%の伸び率あります。

一方で、税引き前当期純利益を見てみると、これは棒グラフの青の部分です。二〇〇九年度十二・六兆円、それが二〇一八年度は何と四十七・九兆円。三・八倍伸びております。その伸び率は、先ほど申し上げました緑の折れ線グラフの売上げと比べると、非常にこれは歴然としておりまして、ごらんいただいておりますように、税引き前当期純利益は順調にふえているわけです。これは、成長志向の法人税改革をやつてきたわけですね。

ところが、法人三税を見てください。二〇〇九年度五・六兆円だったものが、二〇一八年度は八・八兆円。企業収益がどんどんふえているにもかかわらず、法人税はふえていないんですね。

二〇〇九年度といえどリーマン・ショックのあつた年でありますて、一番底の落ち込みの時期であります。これから何がわかるかといいますと、大企業の利益は大幅にふえても法人税收入が停滞しているということ。これは一目瞭然だと思います。

第一次安倍内閣が始まつた二〇一三年度に、法人税、住民税、事業税合せて八兆七千億円です。ずっとそれから、八・五兆、八・五兆、七・九兆、八・八兆、八・八兆と、横ばいなんですね。先ほどから麻生大臣、遠山副大臣は、課税ベースを広げているとか、租税特別措置の縮減、廃止をやつてきたとか、ネット減税をやつていなといとかいろいろおつしやられましたが、それだけやつて、なぜ法人税收入は伸びないんですか。教えていただけませんか。

○麻生国務大臣 先ほど申し上げましたのです

が、平成二十七年度、二十八年度税制改正は、ここが一番肝心なところですけれども、成長志向の法人税改革というのをやらせていただいたというのが一番の背景だと思います。今、国際競争をしておりますので、我々としては、このデフレの中に

あつて、我々はこれから脱却をして、かつ成長志向というので、デフレ不況からの脱却というのを掲げております。

そういう中につけて、厳しい財政事情とかいろいろありましたけれども、我々としては、少なくとも、消費税の引上げといった諸情勢等々を考えた場合に、租税特別措置等々を、先ほど遠山副大臣が申しましたように、縮減するとか廃止するとかいう、課税ベースを拡大しているということですね。今はされたものは、十兆円以上の企業の話です。

よね、これは主に。だから、その他の多くの企業のところの話をあわせて考えていただきたいと思います。

求職難ですから。今は求人難ですからね。それは、ところだと思ひますけれども、少なくとも、高水準の企業収益ということを得て、間違いく今景況としては。求人難と求職難じや、全く置かれて

いる社会情勢が違うと思ひていますよ。

そういう意味で、我々としては明らかに、七年間において法人税収というものを見れば、平成二十四年度がたしか九・八兆円だったと理解をしておりますけれども、それが今十二兆三千億ぐら

いになつてますから、二兆六千億ぐらい増加しているというように理解をしておりますので、今

おります。

○清水委員 いろいろ言われたんですけども、

ちょっと、何となく、この図だけ見るとえらいそ

ういつた誤解も生じやすいんだと思います。

○清水委員 図らずも、今、麻生大臣が言わされましたように、租税特別措置とか、あるいは受取配当等の益金不算入、さらには外国子会社配当等の益金不算入、では、これについて見ていただきたい

というふうに思つんです。

資料の三枚目をごらんください。

これは財務省さんにつくつていただきました。

それで、さらに、来年度の税制改正では、連結

納税制度を活用しやすいように制度を見直すと。

それから、5G減税やオーブンイノベーション減税などを盛り込んでおります。結局、成長志向の法人税改革だけでは、これまでがそうであつたよ

うに、大企業の利益は更にふえるが法人税収入はふえない。これは、これからもずっと続していくんじゃないですか。お答えください。

○麻生国務大臣 まず最初の質問のところで、企業の利益というのを、いろいろ御存じなんだと思いますけれども、法人企業の統計というものの利益というのを見ると、これは、大きな会社ほど、国内プラス国外からの受取配当金も含まれていま

すからね。受取配当金というのは、海外にあります子会社から配当する配当金等々。また、受取配当金の増加というのには、これは経常利益を押し上げるという要因になつております。これはもう御存じのとおりなので。

しかし、これらの子会社との間というのは、そこのところだと思ひますけれども、少なくとも、高水准の企業収益といふことを得て、間違いく今景況としては。求人難と求職難じや、全く置かれて

いる社会情勢が違うと思ひていますよ。

そういった意味で、我々としては明らかに、七年間において法人税収といふものを見れば、平成二十四年度がたしか九・八兆円だったと理解をしておりますけれども、それが今十二兆三千億ぐら

いになつてますから、二兆六千億ぐらい増加しているというように理解をしておりますので、今

おります。

○清水委員 いろいろ言われたんですけども、

ちょっと、何となく、この図だけ見るとえらいそ

ういつた誤解も生じやすいんだと思います。

○清水委員 図らずも、今、麻生大臣が言わされましたように、租税特別措置とか、あるいは受取配当等の益金不算入、さらには外国子会社配当等の益金不算入、では、これについて見ていただきたい

というふうに思つんです。

資料の三枚目をごらんください。

これは財務省さんにつくつていただきました。

それで、さらに、来年度の税制改正では、連結

てきたものでございます。

これは資本金階級別に法人税の負担割合の実態を示したものであります。資本金百億円を超える単体法人及び連結法人の法人税負担割合は、たつたの一三%しかありません。一番下の横棒グラフ

ですね。二三・四%の法人税率に対して余りに低い実態が、この財務省さん自身がつくつていただけであります。

それで、資本金階級別に見ると、例えば、一千万円以下とか、一千万円を超えて一億円以下とかいろいろつくつていただいているんですが、実はこれは、資本金百億円を超える大企業が最も法人税の負担割合が安くなつてゐるんですね。資本金

一千万円以下の単体法人よりも低くなつていて、いろいろつくつておられます。これは、資本金百億円を超える大企業の負担割合が一番低くなつてゐるというのを発見されて、これはやはり問題じやないかなというふうに思われたんじやないですか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

この資料は、先ほど委員が御紹介をいただきましたように、御党の議員から御指示をいただきまして、百億円を超える大企業の負担割合が一番低くなつて、あえて推計でつくつたものでございます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

この資料は、先ほど委員が御紹介をいただきましたように、御党の議員から御指示をいただきまして、百億円を超える大企業の負担割合が一番低くなつて、あえて推計でつくつたものでございます。

なぜそのような資料をつくつたかと申しますと、右側の黄色ですとか黄緑ですかといづた、特別な措置をどのように恩恵を受けているかというのが見える資料をつくるということのためにつくりましたので、したがつて、どの資本階級について赤い字で書いてございますように、赤字法人といふものが完全に捨象されております。

なぜそのような資料をつくつたかと申しますと、やはりグラフを見れば歴然としているわけですが、だつたら、本来は、その利益と、右側の黄色ですとか黄緑ですかといづた、特別な措置をどのように恩恵を受けているかということがいろいろおつしやられましたが、それだけやつて、なぜ法人税收入は伸びないんですか。教えていただけませんか。

○麻生国務大臣 先ほど申し上げましたのです

が、平成二十七年度、二十八年度税制改正は、ここが一番肝心なところですけれども、成長志向の法人税改革というのをやらせていただいたという

のが一番の背景だと思います。今、国際競争をしておりますので、我々としては、このデフレの中に

るということ自体は、的確性を欠くものでござります。その点だけ御注意をいただきたいと思います。

○清水委員 いや、的確に比較することは困難といたしましたけれども、これは、いうふうにおつしやいましたけれども、これは、財務省さんがつくった資料じゃありませんか。簡易推計にしろ、傾向はこのとおりになつてゐるという事ですから、どう見ても資本金百億円を超える大企業の法人税負担割合が一番低いといふのは明らかじゃないですか。

本当にしこれが的確に比較できないといふんだつたら、的確に比較できるものをつくるて持つてきてください。

次に質問をしますけれども、配付資料で明らかのように、大企業の法人税負担割合が低いのは、やはり、租税特別措置、受取配当等益金不算入、外国子会社配当等益金不算入の整減規模が大き過ぎるからだと思うんです。

これは色つきのグラフで見るからわかると思うんですけども、一番下の横棒ですね、百億円を超える大企業。租税特別措置、これは肌色といふんでしょう。それから受取配当等の益金不算入、緑ですね。その横、クリーム色で外国子会社配当等の益金不算入。この割合が一番高いわけなんですね。わかりやすく言えば、軽減規模が大きいということだと思います。

やはり、それぞれのこうした優遇税制が、資金が多ければ多いほど活用しやすい。大企業の人税負担は、もうかつてもふえない構造になつてゐる。これの原因が、こうした優遇税制の仕組みにあるんじゃないですか。これは、でも、矢野さん、そのとおりぢやないですか、事実として。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。

と、先ほど大臣からもちらつと御答弁されましたけれども、受取配当の益金不算入といふのは、二つとも、重課税を避けるためとということことで、先進各国ともやつているものでございますし、あるいは、グループ内の企業の赤黒の損益通算ということも、税制が企業の組織形態に影響を与えないようになります。

それから、欠損金の繰越控除というのは、ディスクレントというふうに見えるかもしませんけれども、これも、企業活動が単年度ではなくて、中期、長期でやつている営業活動、事業活動といふことによる収益を期間で区切ることに伴う損得の弊害を除去するためにやつてある。これも先進各国はみんなやつてることですので、この減少といいますか、そこをぶん縛るということはあり得ないことだと思つております。

○清水委員 先進国はいづれもこうした優遇措置があるということあります。先ほど麻生大臣からも、国際競争をやつているというお話をございました。

そこで、資料の四枚目をごらんください。これは財務省のホームページより取り出したものでございます。法人実効税率の国際比較なんですね。これを見ていだきますと、確かに、日本は二十九・七四%ということで、先進諸外国に対して非

常に高いように見えるのは見えます。しかし、先ほど財務省作成の資料から確認できますように、実際の資本金百億円を超える単体法人の法人税負担割合は一三%なわけですよ。

そして、先ほどは諸外国もそれぞうした制度を活用しているというふうに言われてきましたけれども、そうしたらお伺いしますけれども、主税局にお伺いするんですが、日本の大企業、百億円を超える大企業の一三%の法人負担割合というのは、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスの実際に負担している法人税率と比較すると高いのか低いのか、教えてください。

しかしながら、税制当局として申し上げますと、先ほど大臣からもちらつと御答弁されましたけれども、受取配当の益金不算入といふのは、二つとも、重課税を避けるためとということと自体、先进他国でやつておらないといふこともありますし、更に言えば、縦横になりますけれども、個別の特別な措置についての負担軽減度合いといふのは、はじき出しておらない國もありますので、比較するデータがございません。

それから、欠損金の繰越控除というのは、ディスクレントといふことと見えかねませんけれども、これも、企業活動が単年度ではなくて、中期、長期でやつている営業活動、事業活動といふことによる収益を期間で区切ることに伴う損得の弊害を除去するためにやつてある。これも先進各国はみんなやつてることですので、この減少といいますか、そこをぶん縛るということはあり得ないことだと思つております。

○清水委員 先進国はいづれもこうした優遇措置があるということあります。先ほど麻生大臣からも、国際競争をやつているというお話をございました。

そこで、資料の四枚目をごらんください。これは財務省のホームページより取り出したものでございます。法人実効税率の国際比較なんですね。これを見ていだきますと、確かに、日本は二十九・七四%ということで、先進諸外国に対して非常に高いように見えるのは見えます。しかし、先ほど財務省作成の資料から確認できますように、実際の資本金百億円を超える単体法人の法人税負担割合は一三%なわけですよ。

財務省の資料で明らかになりましたけれども、やはりこの一三%という負担割合、麻生大臣、これはまだ高いという認識ですか。さらにこれは、成長志向の法人税改革でこの割合を維持する、キープする、あるいはもつと引き下げていく、この大企業優遇の税制を温存する、こういうふうにお考えですか。お答えください。

○麻生国務大臣 これは先ほども話が出ていましたけれども、主税局長の方からお答えをしたところなんですねけれども、大企業とか連結法人のいわゆる法人税の負担割合が比較的小さく示されておりますけれども、先ほど主税局長から申し上げましたように、これは世界的に一般的な制度ですか

りと正して、取れるところからちゃんと取るといふことを強く求め、今後もこの法人税の空洞化の問題については議論していきたいと思います。

日本共产党としては、この不公平税制をしっかりと正して、取れるところからちゃんと取るといふことを強く求め、今後もこの法人税の空洞化の問題については議論していきたいと思います。

まして、そのきわみが企業版あるさと納税なんですが、先ほどあるさと納税のお話をされましたが、企業版あるさと納税。

来年度税制改正大綱にも盛り込まれておりますが、地方創生のさらなる充実とかあるいは強化とかと称して、適用期限を五年間も延長する、それとともに、税額控除の割合を二倍に引き上げ、税割にまで引き上げるというものです。例えば、ある企業がある自治体に寄附をする、一千万寄附をする。そうすると、これまで最大六割が控除されて六百万返ってきたわけですから、それを九割戻るようにする、九百万返ってくるという制度にするということですね。

何でこんなことをするのかということもあるんです。が、きょうは内閣府の大塚拓副大臣に来ていただいております。  
質問なんですが、内閣府令において、法人に対する、寄附を行うことへの代償として、寄附を受けた側の自治体が利益を供与するということを禁じているはずなんです。自治体が企業からお金をもらいますよね、その企業に対して何かお札をする、経済的な利益を供与する、これはだめだということになつていてるんですが、その趣旨、目的について教えてください。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。  
経済的利益の供与の禁止についてでございますけれども、寄附を受ける地方公共団体と寄附を行う企業の癒着につながらないよう、内閣府令において規定しているものでござります。

この規定でございますが、この制度の創設時に、地方六団体からモラルハザードを招かないようすべきとした御意見をいただいたことや、参議院特別委員会での関連法案議決時に附帯決議が付されたことを踏まえて設けられているものでございます。

今回の制度改革におきましても、企業から地方公共団体へ健全な寄附が行われることを担保するため、この規定を維持することとしているところでございます。

○清水委員 今、明確に答弁いただきました。企業と自治体の側が癒着が起こらないように、ある

いはこの制度を利用してモラルハザードが起こらないために、自治体から企業に対し経済的な利益供与をするのはだめだということだと思います。

資料の五枚目をごらんください。これは、今度改正されようとしている企業版ふるさと納税で企業の負担割合がどうなるのかということで、この間、青森県の東通村に実際に寄附をしたと報じられている東京電力と東北電力のケース、二〇一八年度と二〇一九年度の二ヵ年で想定しているボンチ絵をつくりました。

東京電力、東北電力がそれぞれ四億円ずつ、企業版ふるさと納税ということで、東通村の地域再生計画に対してふるさと納税をしました。現在の

ふるさと納税の税額控除や損金算入できる割合は最大六割ですから、八億円に対しても六割です。で、四億八千万円控除される、損金算入されるところを禁じているはずなんですね。これが今度改正されると、何と九割ですから、八億円のうち七億二千万円戻される、税額控除、損金算入されるということになるわけですね。

それで、なぜ東京電力や東北電力がこの青森県の東通村に寄附をしているのかといふことなんですが、実は、東通村には、原発事故を受けましたことを受けまして停止している東北電力の原発、それから、建設段階でとまっている、着工が始まっている東京電力の原発があります。この村への寄附が、引き続き原発への協力を示す。この村への寄附が、引き続き原発への協力を示す。この村への寄附が、引き続き原発への協力を示す。この村への寄附が、引き続き原発への協力を示す。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

経済的利益の供与の禁止についてでございますけれども、寄附を受ける地方公共団体と寄附を行う企業の癒着につながらないよう、内閣府令において規定しているものでござります。

元年度に合わせて約四億円の寄附の意向を明らかにしたことには、東京電力ホーリデイングスが平成三十年度に約二億円の寄附を申し出、更に令和元年度にも寄附を検討していると報道されたものであるというふうに承知してございます。

そもそも、企業版ふるさと納税につきましては、各地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけ、地方創生を推進するために行う事業を対象とするものでございます。今回の寄附につきましても、東通村が地域再生計画の認定を受けて行う地方創生の取組としてでござりますれば、企業版ふるさと納税の対象となるものでござります。

も、東通村が地域再生計画の認定を受けた事業、これは東通村で、移住・定住に選ばれる東通村づくりプロジェクト、東通村最高級生産物三本の矢を中心とした農水産物ブランディングプロジェクト、東通村教育環境デザイン推進プロジェクトというものが認定をさ

れています。これらにまた呼応して電力会社がやってくれます。それは、原発企業であるからといって何ら特殊な扱いを受けるものでもございませんで、平成二十一年の石破大臣の答弁においても、それぞれの原発立地自治体がこんなことをやりたいんだ、そして、それにまた呼応して電力会社がやってくれます。

これは、原発企業であるからといって何ら特殊な扱いを受けるものでもございませんで、平成二十一年の石破大臣の答弁においても、それぞれの原発立地自治体がこんなことをやりたいんだ、そして、それにまた呼応して電力会社がやってくれます。

また、東京電力の東通原発一号機の着工を中止したことを受けまして、固定資産税の収入が見込めなくなつた、東電に支援を要請していた、こういう記事も報じられているわけです。

結局、今回の寄附というのは、東京電力や東北電力が、原発立地自治体の協力をつなぎとめるため、村の要請に応えたものではないかということは、この村長自身のインタビューからも明らかになるわけです。

先ほど政府参考人の方は、なぜ利益供与がだめなのかということについて、企業と自治体の癒着がだめだ、モラルハザードを起こしてはならない、こういうふうにおっしゃつたわけですが、これは大塚副大臣に答えていただきたいんだが、政府参考人でも。

お願いしたい、そういう意味を持つていてるというふうにこれは外見的に見ることができるんじゃないであります。この村への寄附が、引き続き原発への協力を示す。この村への寄附が、引き続き原発への協力を示す。この村への寄附が、引き続き原発への協力を示す。

○辻政府参考人 お答え申し上げます。

○清水委員

私は何も、寄附するのがだめだと言っているわけじゃないんですよ。企業版ふるさと納税の制度を使って六割控除する、しかも、今度は九割に拡大する、期間も五年延長する。しかも、これはまた村長のインタビューを見ていた大だいたいいと思うんですけれども、外形的に見てても、内閣府令で決めているようなやはり癒着やモラルハザードが起こっているのではないかという指摘なんです。

それで、そもそも、税金の控除を広げてまで企業の寄附を進めるということ 자체、やはりおかしな話だと思うんですよ。企業が自治体からの見返

りを期待して寄附を行い、その後、九割も税金で

撃除するということ、これを本当に地方創生と呼ぶべきのか。このこと自体が私は問題があると言わなければなりません。

それから、東京電力でいましたら、これまで福島県を除いて、寄附行為をしてきたことはなかったわけですよ。一方で、福島県の被災者た

ちが申し立てた裁判外紛争解決手続、ADRでは、二〇一八年以降、和解案を東京電力が拒否して、手続が打切りになる例が目立つと指摘されております。

東京電力は福島への責任を果たすことが求められているわけで、新たに原発をつくることでもなければ、そのための寄附をすることでもないと言わなければなりません。これはぜひ検証していただきたいというふうに思います。

このような企業版あるさと納税制度、それから法人税の空洞化の問題、引き続き追及していくことを述べて、質問を終わります。ありがとうございます。

○田中委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

財務省のホームページを開きますと、一番最初に「これから日本のために財政を考える」、そういう見出しが出まして、クリックすると「はじめに」というのが出てきます。そこには、大きく赤い字で、「次世代に明るい未来を残すため、わたしたちが今、何ができるか一緒に考えてみませんか?」という書き出しになっておりますので、きょうは麻生大臣と一緒に考えてみたいなと思うんです。

野村克也さん、偉大な野球選手が亡くなられまして、野村さんが一番好きな言葉の中に、財を残すは下、職を残すは中、人を残すは上、こういう言葉を一番大切にしていたという話を聞いておりまます。ここ財務省のホームページにも、「次世代に明るい未来を残すため」ということで、人のために財政というのがあるんだ、そのために一緒に考えることを財務省はホームページ

で書かれているのかなと思うんです。

麻生大臣にお聞きをしたいんですけども、財務、要するに、財政再建化、そして健全化、再生、これを両立をするということを所信でも述べていますが、財政というのは人のためにある

というふうに麻生大臣も考えておられるんでしょうか。

○麻生国務大臣 経済、まあ財政と限りませんけれども、経済の方が全般的な話だと思いますので、財政と絞られたような話をしておられるんだとは思いませんので。

人の生活に必要なわゆる財貨とかサービスと

かそういうたよなものの、生産したり分配した

り、また消費したりする活動、そういう全般に向かっていわゆる経済というんだと思いませんけれども、それを通じて得られる社会関係という中で、

やはりそこをやっているのは人間ですから、その人間を抜きにした議論というのはなかなか成り立たぬのじゃないですかね。

○串田委員 まさにそのとおりだと思うんです

が、日本を例えれば大きな企業として考えた場合、財務省は経理だとか総務というのを担当するのか

もしませんし、外務省は涉外だとか広報という

ことになるのかもしれません、法務省は法務部と

そういう中で、大きな企業が一番神経をとがらせている部分が、この日本という大きなものの中に

非常に欠けているものが二つあるんじゃないかな

というふうに私は思つております。

一つは、日本のブランドイメージであります。

もう一つは、今、麻生大臣がお話をされたよう

に、人のやる気。こういうものに對して、日本の

企業というのは、企業ブランドあるいはイメー

ジが、この前、バイトテロというのがありましたけれども、一遍に企業イメージというのとは下がつ

て、購買力も下がってしまう、付加価値も下がつてしまふ、そういうことがありますので、大企業

というのは、非常にそういう点も注意を払つて、イメージというものを向上させようと非常に努力

をされていると思うんです。また、社員のやる気

というのも非常に意識をしている、これによつて企業というのは潜在的な能力を引き出すこともあります

日本の場合、私はずっと子どもの権利条約を取り組んでいるんですが、本会議でも、一人親家庭

の税制改正に関してお話をさせていただきまし

た。二月の六日には、フランスの上院議会が三百四十票の満場一致で日本の実子誘拐を抗議する採

択をし、そして今度、二月の十九日には、歐州議会で、子供の連れ去り、奪取に関する審議が行われております。そして今、オリパラに合わせて、

昨年の暮れから、ドイツやイタリア、フランス、オーストラリアも入りました。海外渡航、子供の権利を守らない国だから

ら気をつけて行きましょう。オーストラリアは、日本に行くときには弁護士に相談してから行きましょう、こんなホームページが書かれるようになつてゐるわけです。

こういうような日本に対するブランドイメー

ジが非常に悪くなつていくということに関して

は、日本全体としてもう少し気をつけて、改善に

向かつていかなければならぬ。それは、日本の

対國際競争という意味でも、非常に經濟的にも大

きく私は影響すると思うんですが、麻生大臣、こ

ういうイメージというものが經濟に影響を与える

かどうか、麻生大臣のお考へをお聞きしたいと思

います。

○麻生国務大臣 何を言いたいんだか、よくわか

らないんですけども。おっしゃりたいのが、よ

く意味が見えてこないんですが、いわゆるEUの

話をしておられるんだつたら、これは所管外です

から、外務省にも聞いていただいた方がいいと思

いますね。

それから、私どもとして、一般論として申し上

げさせていただければ、國際社会の中では、日本と

いうのは結構高い信頼を得てゐる方だと思います

ね。少なくとも、日本人に連れ去られた子供の話

をしておられましたけれども、この条約を締結し

てから、五年ぐらいたつと思いますけれども、そ

の間で日本に連れ去られた子供というのが外国に

送還された例というのは、三十九件か、調べて

らっていますが、何件あつたか。三十九件ぐ

らいありませんか。そういったものは結構高い評

価を得ていると思いますけれどもね。

○串田委員 全く違うと思います。

ここでは、そういう細かいことは法務省でやら

せていただいていますけれども、欧洲の子供の誘

拐の数が、欧洲では、九九%が日本の国内で行わ

れているというものが欧洲としての認識なんですね。

麻生大臣、そういうふうにおっしゃられるのであ

れば、ぜひ欧洲会議のホームページをごらんいた

だときたいと思うんです。今度の二月の十九日に、

会議が行われているんですけども。

○串田委員 全く違います。

現在の自殺者の割合についても通告をさせて

いただいているんですけども、婚姻歴のある現在の単独

者の自殺割合というのは高いとお聞きをしていま

すが、この点についての数字上の状況はどうで

しょうか。

○辺見政府参考人 お答え申し上げます。

令和元年版自殺対策白書によりますと、平成二

十九年において、未婚男性の自殺死亡率、これは

配偶関係別の人口十万人当たりの死亡者数をい

ますが、これは三十三・四、有配偶者の男性の自

殺死亡率は十七・八であるのに対しまして、配偶者と死別した男性の自殺死亡率は五十三・三、配偶者と離別した男性の自殺死亡率は百九・三と

なつており、配偶者と死別又は離別した男性の自殺死亡率が高い状況にござります。

○串田委員 麻生大臣は経済とは関係ないんじや

ないかという指摘をされたんすけれども、こう

いうふうに、男性というのは、離別した後、現

在、日本は単独親権制度であります、三組に一組

が今離婚している段階の中で、子供に会えない父

親というのが非常にふえてるというのが現状であります。それに対して、それに対し大変苦にして自殺をしてる人も多いというのは、私の周囲にも聞いて